

建設発生土受入基準 (令和3年4月1日版)

阪南2区において受け入れる建設発生土は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）及びその他の法令等に定める基準に適合したものとし、以下の条件を満たすものとする。

1. 物理的な性状

表1に示す物理性状の基準を満たすこと。

2. 化学的な性状

表2に示す化学性状の基準を満たすこと（基準を満たしていることを確認するため、表3に示す書類を提出すること）。

3. 土質区分

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）の別表第一における第一種、第二種及び第三種建設発生土に該当するものであること。ただし、シールド工事にあつては、掘削工事から排出される時点で水と分離された土砂であること。

表1 物理性状の基準

項目	判定基準
最大径	概ね30cm以下であること。
性状	水分を多量に含まないこと（流動性がないこと）。
臭気	悪臭を放たないこと。
その他	産業廃棄物及び一般廃棄物を含まないこと。

注）山地の掘削等で径が30cmを超えるものが発生する場合には別途協議とする。

表2 化学性状の基準

項目	判定基準	
	含有量基準	溶出量基準
(1)水銀及びその化合物	* 試料1kgにつき15mg以下	検液Lにつき0.0005mg以下
(2)カドミウム及びその化合物	* 試料1kgにつき45mg以下	検液1Lにつき0.003mg以下
(3)鉛及びその化合物	* 試料1kgにつき150mg以下	検液1Lにつき0.01mg以下
(4)六価クロム化合物	* 試料1kgにつき250mg以下	検液1Lにつき0.05mg以下
(5)ひ素及びその化合物	* 試料1kgにつき150mg以下	検液1Lにつき0.01mg以下
(6)シアン化合物	* 試料1kgにつき遊離シアン50mg以下	検液中に検出されないこと
(7)アルキル水銀化合物		検液中に検出されないこと
(8)有機りん化合物		検液中に検出されないこと
(9)ポリ塩化ビフェニル		検液中に検出されないこと
(10)銅及びその化合物		検液1Lにつき3mg以下
(11)亜鉛及びその化合物		検液1Lにつき2mg以下
(12)ふっ素及びその化合物	* 試料1kgにつき4000mg以下	検液1Lにつき0.8mg以下

表2 化学性状の基準は次ページに続いています。

(13)トリクロロエチレン		検液 1 Lにつき 0.01mg 以下
(14)テトラクロロエチレン		検液 1 Lにつき 0.01mg 以下
(15)ベリリウム又はその化合物		検液 1 Lにつき 2.5mg 以下
(16)クロム又はその化合物		検液 1 Lにつき 2mg 以下
(17)ニッケル又はその化合物		検液 1 Lにつき 1.2mg 以下
(18)バナジウム又はその化合物		検液 1 Lにつき 1.5mg 以下
(19)ジクロロメタン		検液 1 Lにつき 0.02mg 以下
(20)四塩化炭素		検液 1 Lにつき 0.002mg 以下
(21)1,2-ジクロロエタン		検液 1 Lにつき 0.004mg 以下
(22)1,1-ジクロロエチレン		検液 1 Lにつき 0.1mg 以下
(23)1,2-ジクロロエチレン		検液 1 Lにつき 0.04mg 以下
(24)1,1,1-トリクロロエタン		検液 1 Lにつき 1mg 以下
(25)1,1,2-トリクロロエタン		検液 1 Lにつき 0.006mg 以下
(26)1,3-ジクロロプロペン		検液 1 Lにつき 0.002mg 以下
(27)チウラム		検液 1 Lにつき 0.006mg 以下
(28)シマジン		検液 1 Lにつき 0.003mg 以下
(29)チオベンカルブ		検液 1 Lにつき 0.02mg 以下
(30)ベンゼン		検液 1 Lにつき 0.01mg 以下
(31)セレン及びその化合物	* 試料 1 kg につき 150mg 以下	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下
(32)塩化ビニルモノマー		検液 1 Lにつき 0.002mg 以下
(33)1,4-ジオキサン		検液 1 Lにつき 0.05mg 以下
(34)有機塩素化合物	試料 1 kg につき塩素 40mg 以下	
(35)ほう素及びその化合物	* 試料 1 kg につき 4000mg 以下	検液 1 Lにつき 1mg 以下
(36)ダイオキシン類	* 試料 1 g につき 150pg-TEQ 以下	* 検液 1 Lにつき 10pg-TEQ 以下
(37)油 分	** 油膜・油臭が認められないこと	

* 土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染状況調査を実施した場合、その対象となった項目について提出すること。

ダイオキシン類については、上記のほか、工事区域内（工場、事業場又はその跡地にあつてはその敷地内）にダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）の別表第一及び別表第二に掲げる施設を設置し、又は設置の履歴がある場合にも提出すること。

** 油分の試験方法は、表 4.3. の「油汚染対策ガイドライン」による方法とする。（報告には油膜・油臭が認められるかどうかを明記してください）

注意

全ての場合に適用される基準 (36 項目)	溶出試験項目：(1)水銀～(33)1,4-ジオキサン及び(35)ほう素 含有試験項目：(34)有機塩素化合物及び(37)油分
必要に応じ適用される基準	含有試験項目：(1)水銀～(6)シアン、(12)フッ素及び(31)セレン ダイオキシン類（溶出、含有）

表 3 化学性状の基準を満たすことが確認できる書類の提出

1. 次の種類の工事から発生する建設発生土については、表 4 に示す試験方法による試験結果を提出すること。
 - (1) 工事の場所が工場敷地又は跡地、廃棄物処理施設の敷地又は跡地、河川敷及び河川内、ため池、水路等であるもの。
 - (2) 1 件の工事（1 発生地）で 900 m³以上の建設発生土を発生するもの。ただし、山地の掘削等未利用地に係る工事については別途協議とする。
 - (3) その他、公益財団法人大阪府都市整備推進センターが必要と認めるもの。
2. 1. に示す種類の工事以外の工事から発生する建設発生土については、次のどちらかの書類を提出すること。
 - (1) 工事を行う土地について、表 2 に示す項目による汚染のおそれのないことが確認できる土地の利用状況等調査結果
 - (2) 表 4 に示す試験方法による試験結果

表 4 化学的性状に係る試験方法

1. 試験は、50mメッシュ毎又は 2,500 平方メートル毎に 1 回以上行うものとする。（5,000 平方メートル未満は 1 回以上、5,000 平方メートル以上 7,500 平方メートル未満は 2 回以上行うものとする。）

また、試料の採取は、原則として、表層部において行うものとする。

なお、メッシュ毎に代表的な試料を得るため、複数個所を採取して 1 つの試験試料を作成すること。メッシュが違う試料は混合しないこと。

ただし、

 - (1) 管路等の工事（シールド工事を含む）でメッシュの設定が適切でないものについては、延長 250m 毎に 1 回以上試験を行うこと。また、シールド工事にあつては、工事着手前の土質調査（ボーリング調査）時に必要な地点数の試料を施工断面から採取するものとする。
 - (2) 工場敷地又は跡地、廃棄物処理施設の敷地又は跡地は、30mメッシュ毎又は 900 平方メートル毎に 1 回以上試験を行うこと。
 - (3) 河川敷及び河川内は、延長 100m 毎に 1 回（採取場所は河川内を優先すること）以上試験を行うこと。
 - (4) 事前に分析することなく、掘削後仮置きした建設発生土は 2,500 立方メートル毎に 1 回以上試験を行うこと。
 - (5) 人為的な影響が土地の深層部にまで及んでいると判断される場合は、深層部における試験の追加を求めることがある。
2. 試料採取位置
試料は採取地点の施工断面内から採取する。
3. 試験方法
試験方法は、土壤汚染対策法施行規則の規定に基づく測定方法（平成 15 年環境省告示第 18 号、第 19 号）とする。ただし、1,4-ジオキサンは「土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）」、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、ベリリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、

バナジウム又はその化合物、有機塩素化合物、ダイオキシン類は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第14号）、ダイオキシン類の含有量は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）による方法とする。

また、油分は「油汚染対策ガイドライン」（平成18年3月中央環境審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会）による方法とする。

注意

ダイオキシン類の含有量は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（環境省水・大気環境局土壌環境課）による

<参考>

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年10月25日建設省令第19号）

別表第一

第一種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料